

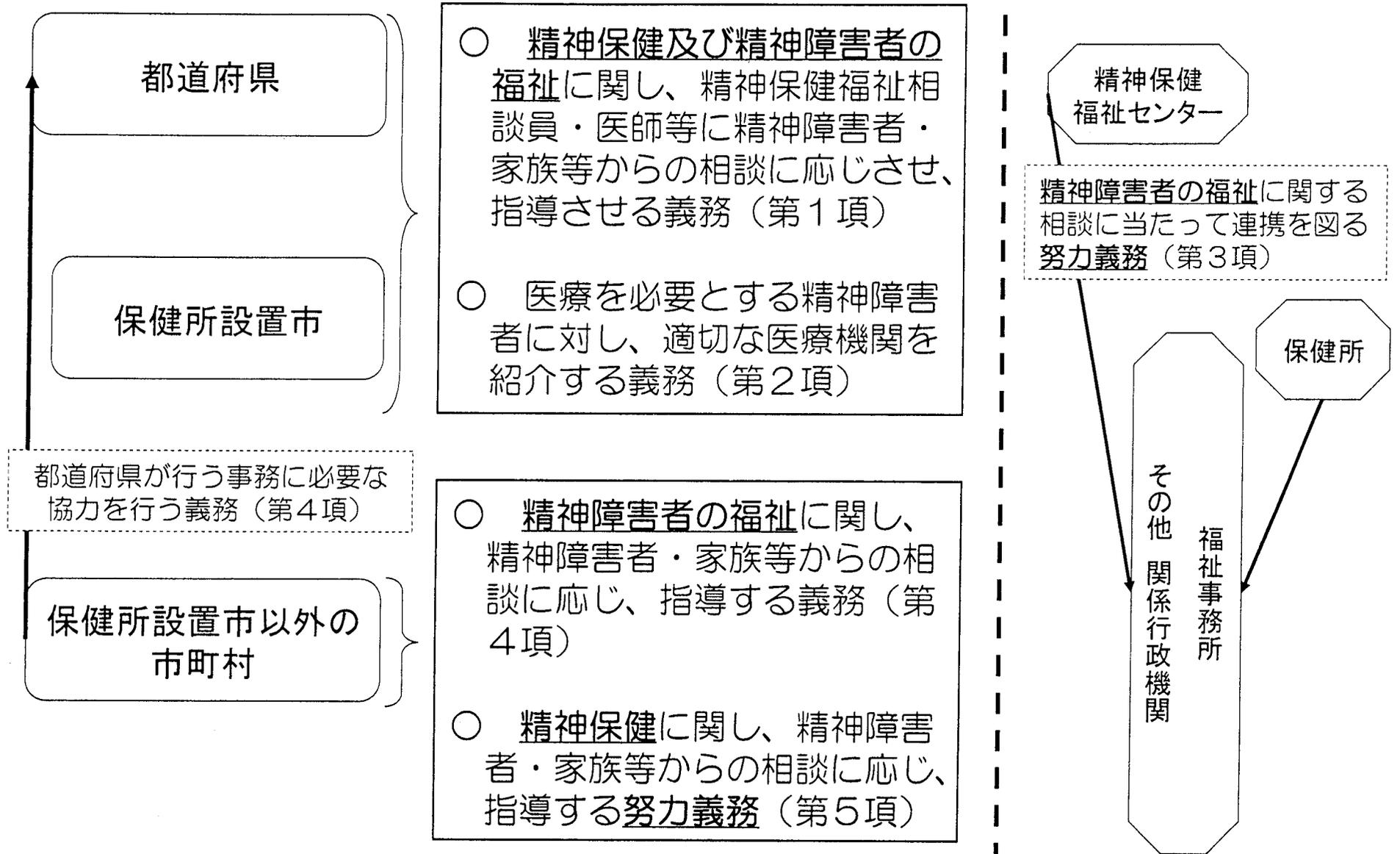
相談体制における行政機関の役割について

【これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)より】 (抜粋)

(精神疾患の早期発見・早期対応の観点からの相談体制について)

- 障害者自立支援法に基づく相談支援に加え、精神疾患の早期発見・早期対応の観点から、相談支援における行政機関の役割の充実を図ることが重要である。障害者自立支援法の制定に伴い、精神障害者福祉に関する相談指導は市町村に一元化されているが、精神保健に関する相談指導については市町村には努力義務が課されているにとどまり、保健所が第一線の機関として位置付けられている。
- 一方で、市町村における相談指導の実施件数が増加していることに加え、保健所と市町村が実施した精神保健福祉相談の内容については、その傾向に大きな差異がみられない。
- こうしたことを踏まえ、精神障害者福祉だけでなく、精神保健の分野についても、相談指導の実施について市町村を第一線の相談機関として位置付けることも含め、市町村、保健所、精神保健福祉センターといった行政機関の役割について、制度上明確化することについて検討すべきではないか。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条に規定する相談指導等について



※ 障害者自立支援法の制定に伴い、規定を改正

相談体制に関する参照条文

◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(抄)

(精神保健福祉センター)

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

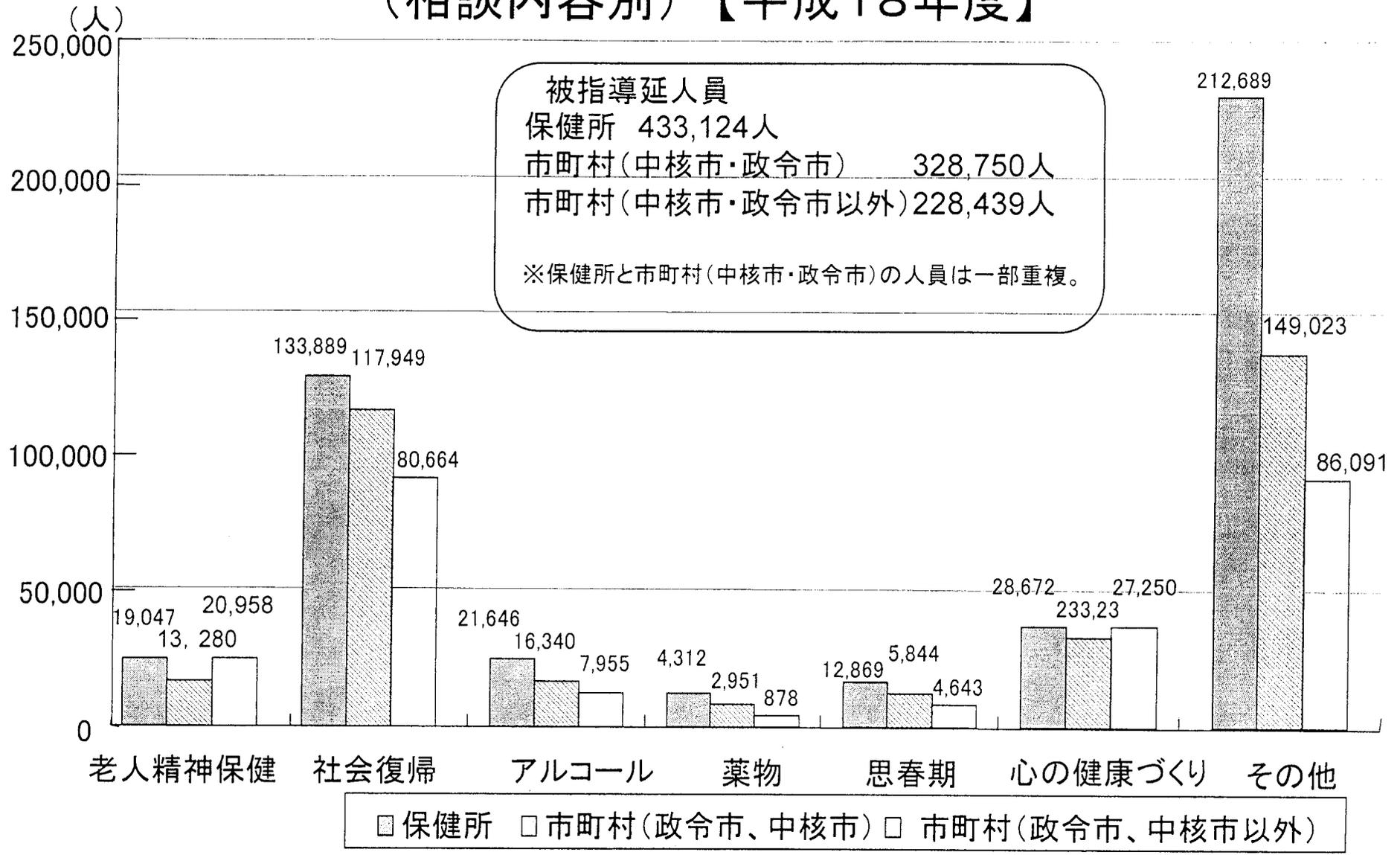
- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- 六 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

- 2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。
- 3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。次項において同じ。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。
- 5 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならない。

保健所・市町村が実施した精神保健福祉相談の被指導延人員 (相談内容別) 【平成18年度】



出典：平成18年度 地域保健・老人保健事業報告

保健所が受ける困難事例の内訳

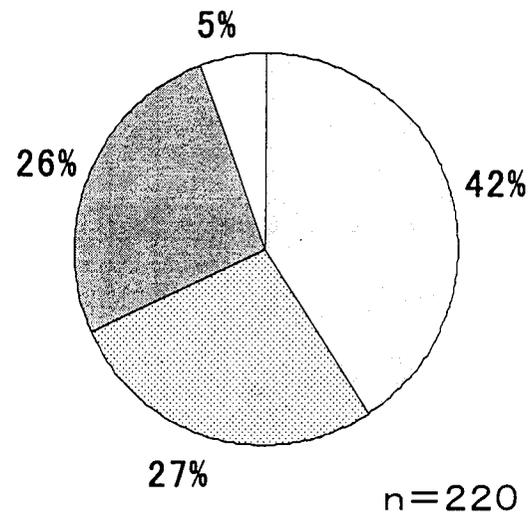
保健所が市町村から受ける相談の内容 (複数回答あり)

- 困難事例の解決 (99.5%)
- 入院への対応 (89.1%)
- 退院後の対応 (62.5%)
- 家族へのサポート (60.4%)
- 講演会等の普及啓発 (42.2%)

保健所が医療機関等から受ける相談の内容 (複数回答あり)

- 退院後の対応 (89.6%)
- 困難事例の解決 (84.4%)
- 入院への対応 (76.6%)
- 家族へのサポート (58.9%)

保健所全体で受ける 困難事例の内訳

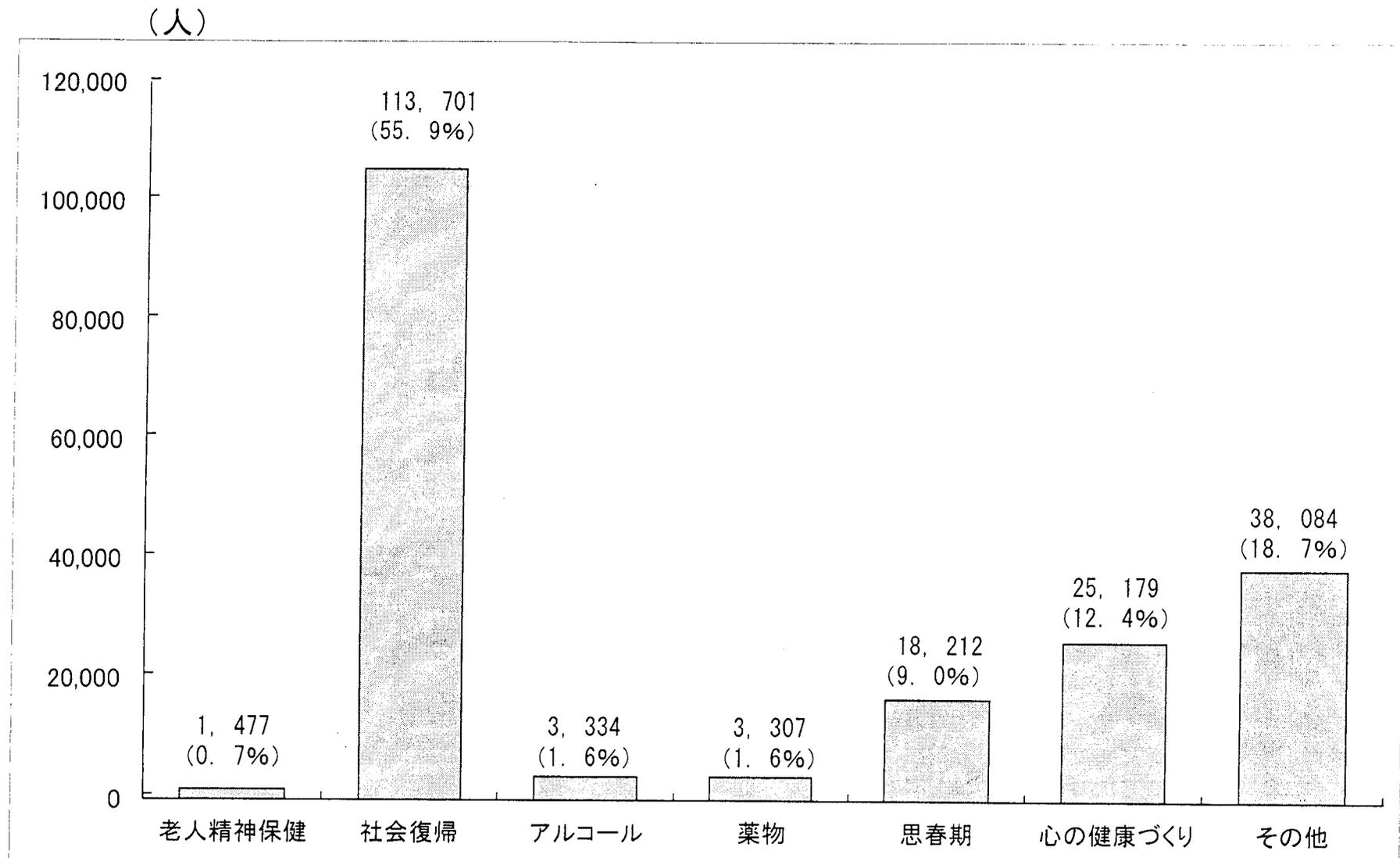


※ 最近3か月で遭遇した困難・多問題事例について、記述を求めたもの。

- 地域・近隣での他害・迷惑行為
- 医療の継続性、医療中断、受診行動
- 家族内暴力・自傷・ひきこもり
- 金銭管理等日常生活支援

平成19年度厚生労働科学研究
 障害者自立支援法を踏まえた精神保健福祉センター、保健所の役割と機能強化についての精神保健福祉施策研究
 障害者自立支援法と精神保健福祉活動への取組実態調査
 分担研究者 坪倉繁美

精神保健福祉センターにおける相談延人員(相談種別) 【平成19年度】



出典：平成19年度 衛生行政報告例

- 市町村、保健所、精神保健福祉センターの各行政機関で受けている相談内容、相談に対して行っている支援内容の実態はどのようなになっているか。
- また、各行政機関は、相談への対応においてどのように連携を図っているか。



上記二点を調べるために調査を実施。

精神保健福祉相談に関する調査 (速報)

調査の概要①

平成20年度障害保健福祉推進事業

「精神障害者の円滑な地域移行のための
地域体制整備に関する調査研究事業」

全国保健所長会

主任研究員：岡部英男

調査の概要②

調査対象

	対象施設数	回収施設数(回収率)
精神保健福祉センター	66ヶ所	54ヶ所(81.8%)
保健所	517ヶ所	271ヶ所(52.4%)
市町村	25ヶ所	23ヶ所(92.0%)

※回収施設数(回収率)は10月10日時点。

※市町村については研究班員の保健所管轄内において、
本調査に協力が得られるところを対象とした。
また、保健所設置市は含まれていない。

調査方法

調査対象施設が平成20年9月下旬(原則として平成20年9月24日から9月30日まで)の1週間に受けた、精神保健福祉相談に関する相談の全てにおいて、内容等を対象施設が記載したものを集計した。

調査結果の概要

年間の精神保健福祉相談の件数(平均)

	精神保健福祉センター	保健所	市町村
電話による相談	3,153.5 件	1,076.7 件	644.5 件
来所による相談	1,152.4 件	438.6 件	405.5 件
訪問による相談	105.0 件	311.1 件	172.5 件

※平成19年4月から平成20年3月までの1年間で実施した、個別の精神保健福祉相談の1施設あたりの平均件数

(設置主体別の件数)

	精神保健福祉センター		保健所		市町村
	都道府県設置	市設置	都道府県設置	市設置	
電話による相談	3,384.7 件	2,250.0 件	751.6 件	2,150.6 件	644.5 件
来所による相談	1,201.8 件	959.1 件	266.0 件	987.0 件	405.5 件
訪問による相談	105.5 件	103.3 件	192.7 件	546.7 件	172.5 件
(有効回答施設数)	(43)	(11)	(210)	(61)	(23)

集計期間中の相談件数

	精神保健福祉センター		保健所	市町村
	来所・訪問	電話		
総 数	2,232 件	4,638 件	2,938 件	239 件
1施設平均	41.3 件	85.9 件	10.8 件	10.9 件
(有効回答施設数)	(54)	(54)	(271)	(22)

※保健所・市町村は、来所・訪問相談の件数

相談対象者の疾患

※複数回答

	精神保健福祉センター				保健所		市町村	
	来所・訪問		電話		件数	割合	件数	割合
	件数	割合	件数	割合				
統合失調症	759	35.3%			1363	47.2%	130	56.5%
気分障害	255	11.8%			383	13.3%	28	12.2%
認知症	1	0.0%			60	2.1%	9	3.9%
発達障害	299	13.9%			115	4.0%	14	6.1%
その他の疾患	462	21.5%			700	24.2%	42	18.3%
疾患はない	149	6.9%			58	2.0%	0	0.0%
わからない	258	12.0%			355	12.3%	23	10.0%

相談対象者の現在の精神科治療の状況

	精神保健福祉センター				保健所		市町村	
	来所・訪問		電話		件数	割合	件数	割合
	件数	割合	件数	割合				
通院している	1487	67.7%	2530	56.9%	1752	59.9%	195	81.9%
入院している	38	1.7%	239	5.4%	217	7.4%	10	4.2%
治療していない	626	28.5%	946	21.3%	956	32.7%	28	11.8%
不明	44	2.0%	731	16.4%	-	-	5	2.1%

相談対象者の精神科治療歴

	精神保健福祉センター				保健所		市町村	
	来所・訪問		電話		件数	割合	件数	割合
	件数	割合	件数	割合				
通院歴がある	1388	63.9%	2215	52.4%	1854	64.6%	171	73.1%
入院歴がある	485	22.3%	843	19.9%	1392	48.5%	136	58.1%
治療経験がない	548	25.2%	572	13.5%	556	19.4%	17	7.3%
不明	78	3.6%	1105	26.1%	-	-	13	5.6%

※通院歴、入院歴については複数回答 15

相談領域(分類)

※複数回答

	精神保健福祉センター				保健所		市町村	
	来所・訪問		電話		件数	割合	件数	割合
	件数	割合	件数	割合				
老人精神保健	26	1.2%	115	2.5%	198	6.9%	19	8.3%
社会復帰	883	39.8%	770	16.8%	1104	38.3%	142	61.7%
アルコール	76	3.4%	132	2.9%	165	5.7%	6	2.6%
薬物	39	1.8%	66	1.4%	39	1.4%	0	0.0%
思春期	278	12.5%	250	5.4%	114	4.0%	11	4.8%
心の健康づくり	511	23.0%	1697	37.0%	490	17.0%	74	32.2%
その他	564	25.4%	1778	38.7%	1083	37.6%	33	14.3%

※保健所・市町村については、地域保健・老人保健事業報告の項目に沿って回答
 ※精神保健福祉センターについては、衛生行政報告の項目に沿って回答